

公募公告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、清涼飲料水自動販売機の設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募します。

令和4年1月12日

法務省所管国有財産部局長

京都地方法務局長 西 田 正 延

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水自動販売機の設置及び管理運営業務
- (2) 設置期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 募集者数 2者
- (4) 募集台数 2台

ただし、缶・ペットボトルの自動販売機が対象であり、1者につき1台とする。

- (5) 設置場所 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
京都地方法務局本局庁舎内の施設管理者が指定する場所
- (6) 選考方法 企画提案書について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正

な業務の履行が確保される者であること。

- (5) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 公募説明書の交付を受けた者であること。

3 公募説明書の配布期間，場所等

(1) 期 間

公告日から令和4年1月26日（水）まで（ただし，土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から正午まで並びに午後1時から午後5時15分までとする。）

(2) 場 所

〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

京都地方法務局会計課施設係（担当：高橋）

電話 075-231-0180

4 企画提案書等提出期限

公募説明書に示す企画提案書等は，令和4年2月9日（水）午後5時15分までに，上記3（2）の場所に提出しなければならない（郵送の場合は，必着のこと）。

5 その他

詳細は，公募説明書による。

以 上